

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月1日（令和5年（行情）諮問第452号）

答申日：令和6年5月17日（令和6年度（行情）答申第69号）

事件名：行政文書ファイル「平成22年度決定13」につづられた文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月18日付け防官文第4478号及び令和5年3月23日付け防官文第5975号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1について）

電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定で電磁的記録を特定しないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引き」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書の電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の提示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「裏面の行政文書ファイル（連番11～20）につづられた文書の全て。「平成22年度決定13」」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる8文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年3月18日付け防官文第4478号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる連番1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年3月23日付け防官文第5975号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる連番2から連番8までについて、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る

大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」として、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

4 補充理由説明書

別表の番号3に掲げる文書3の284枚目の本文の一部及び285枚目の本文部分の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当することを理由に不開示としたが、当該部分は、特定開示請求に係る答申を受けた対応に関して、防衛省大臣官房文書課から特定開示請求の対象文書の内容に係る担当部署間との間でなされたやり取りであって、これを公にした場合、防衛省内の未成熟な検討内容が明らかとなり、同省の職員が外部からの圧力や干渉等を受け、同省職員が自己の意見を述べることに消極的になるなど、今後の行政文書開示請求への対応を行っていく上で、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 令和6年3月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議
- ⑥ 同年4月3日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑦ 同年5月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、上記第3の4に係る不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成31年4月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書を求めるものであったことから、開示請求時（平成31年2月）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は紙媒体で管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

ウ 本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

エ 本件審査請求を受け、再度、公文書監理室の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 上記(1)イの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1)イの説明に符合することが認めら

れる。また、上記（１）アないしウの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、上記（１）エの探索の範囲等に問題があるとも認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

（１）職員の氏名等について

別表の番号１に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（２）内線番号、FAX番号及びメールアドレスについて

別表の番号２に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためと認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）裁決の実施についての検討等に関する情報について

別表の番号３に掲げる不開示部分は、防衛省における特定の審査請求に対する裁決の実施についての検討等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は上記第3の4のとおり補足して説明する。

イ これを検討するに、防衛省における特定の審査請求に対する裁決の実施についての検討等に関する情報は、防衛省における意思形成過程の途中段階に位置付けられる検討等に関する情報であると認められる。

そうすると、これを公にすることにより、今後同種の裁決の実施についての検討等を行う際に、職員が自己の意見を述べることに消極的になるなどにより、関係部署間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記第3の4の諮問庁の説明は否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、関係部署間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。また、防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、当該部分は法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 個人に関する情報について

別表の番号4に掲げる不開示部分には、開示請求者又は異議申立人の氏名、住所、電話番号及び印影等が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同

条1号，5号及び6号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙の3に掲げる部分は，同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

「裏面の行政文書ファイル（連番 11～20）につづられた文書の全て。」
「平成 22 年度決定 13」

2 本件対象文書

文書 1 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 20 日付け防官文第 9171 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 317 号。平成 23 年 2 月 1 日）」のみ。）

文書 2 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 20 日付け防官文第 9171 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第 317 号。平成 23 年 2 月 1 日）」を除く。）

文書 3 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 27 日付け九防第 9239 号，平成 22 年 9 月 15 日付け九防第 9779 号及び九防第 9780 号並びに平成 22 年 9 月 3 日付け沖防第 3024 号）による一部開示決定処分に係る審査請求について

文書 4 行政文書不開示決定通知書（平成 22 年 9 月 30 日付け防官文第 12220 号から第 12222 号まで）による一部不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 5 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 6 月 17 日付け防官文第 7850 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 6 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 7 月 23 日付け防官文第 9493 号及び平成 22 年 9 月 6 日付け防官文第 11250 号の一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 7 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 8 月 27 日付け防官文第 10855 号，同年 9 月 29 日付け防官文第 12177 号及び同年 10 月 28 日付け防官文第 13457 号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書 8 行政文書開示決定通知書（平成 22 年 5 月 6 日付け防官文第 5981 号及び同年 8 月 19 日付け防官文第 10484 号）による一部開示決定処分及び行政文書不開示決定通知書（平成 22 年 9 月 13 日付け防官文第 11514 号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

3 開示すべき部分

文書 3 の 284 枚目の下段本文の 10 行目から 15 行目の不開示部分

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2, 6	1 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部	
		1 4 枚目の一部（宛先メールアドレス並びに送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 3	2 5 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	
		2 7 9 枚目及び 2 8 2 枚目のそれぞれ一部	
		2 8 4 枚目及び 2 8 5 枚目のそれぞれ一部（2 8 4 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス並びに 2 8 4 枚目の本文の一部及び 2 8 5 枚目の本文を除く。）	
	文書 4	1 6 枚目及び 1 7 枚目のそれぞれ一部（1 6 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		3 6 枚目の担当者氏名	
		5 3 枚目ないし 5 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5	9 枚目の一部（起案者の内線番号を除く。）	
		2 3 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	8 5 枚目ないし 9 8 枚目及び 1 0 0 枚目ないし 1 0 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 7	1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部（1 0 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		3 9 枚目の一部	

		4 1 枚目, 4 2 枚目, 4 5 枚目及び4 6 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書 8	1 4 枚目及び1 5 枚目のそれぞれ一部（1 4 枚目の起案者の内線番号を除く。）	
		5 0 枚目及び5 1 枚目のそれぞれ一部	
		5 4 枚目ないし5 6 枚目及び5 9 枚目ないし6 2 枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
2	文書 2, 6	1 枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり, これを公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 4 枚目の宛先メールアドレス並びに送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書 3	2 5 枚目の起案者の内線番号	
		2 8 4 枚目の送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書 4	1 6 枚目の起案者の内線番号及び3 6 枚目の内線番号	
	文書 5	9 枚目の起案者の内線番号	
	文書 7	1 0 枚目の起案者の内線番号	
		4 1 枚目, 4 2 枚目, 4 5 枚目及び4 6 枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書 8	1 4 枚目の起案者の内線番号	
		5 4 枚目ないし5 6 枚目及び5 9 枚目ないし6 2 枚目のそれぞれ送信者の内線番号	

		号及びメールアドレス	
3	文書 3	2 8 4 枚目の本文の一部及び 2 8 5 枚目の本文	国の機関が行う事務に関する情報であり，これを公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法第 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
4	文書 2	3 枚目ないし 5 枚目， 7 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 3	2 3 枚目， 2 4 枚目， 2 7 枚目， 3 6 枚目， 4 5 枚目， 2 2 4 枚目， 2 5 8 枚目ないし 2 6 1 枚目， 2 6 3 枚目， 2 6 5 枚目， 2 6 7 枚目， 2 6 9 枚目， 2 7 1 枚目， 2 7 3 枚目， 2 7 4 枚目及び 2 7 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目， 2 枚目， 1 8 枚目， 2 0 枚目， 3 3 枚目， 3 4 枚目， 3 6 枚目， 3 8 枚目ないし 4 1 枚目， 4 3 枚目， 4 5 枚目， 4 7 枚目ないし 4 9 枚目のそれぞれ一部（3 6 枚目の担当者氏名及び内線番号を除く）	
	文書 5	1 枚目， 2 枚目， 8 枚目， 1 1 枚目， 1 7 枚目ないし 1 9 枚目及び 2 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 6	3 枚目ないし 5 枚目， 2 6 枚目， 2 7 枚目， 2 9 枚目， 3 7 枚目， 5 7 枚目， 5 8 枚目， 6 8 枚目， 6 9	

		枚目， 7 7 枚目， 7 8 枚目 及び 8 2 枚目ないし 8 4 枚 目のそれぞれ一部	
	文書 7	1 枚目， 1 2 枚目， 1 3 枚 目， 2 2 枚目ないし 2 5 枚 目， 2 8 枚目ないし 3 0 枚 目， 3 3 枚目ないし 3 5 枚 目及び 3 8 枚目のそれぞれ 一部	
	文書 8	1 枚目， 8 枚目， 1 6 枚 目， 1 7 枚目， 2 4 枚目， 2 5 枚目， 3 1 枚目ないし 3 5 枚目， 3 8 枚目， 4 0 枚目ないし 4 2 枚目， 4 4 枚目， 4 5 枚目， 4 8 枚目 及び 4 9 枚目のそれぞれ一 部	

※当審査会事務局において整理した。